

現行の特例解散制度の概要及び適用状況について

特例解散制度の概要

通常解散

厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用(=最低責任準備金)を一括して、厚生年金本体に返還。

特例解散

代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金(=代行割れ基金)について、厚生年金本体への返還額の分割納付・返還額に関する特例を認める。

【特例解散の概要】

	国民年金法等の一部を改正する法律 (平成16年6月11日公布)	年金確保支援法 (平成23年8月10日公布)
適用開始日	平成17年4月1日	平成23年8月10日
適用期間	施行日から3年間	施行日から5年間
分割納付期間	最長10年	最長15年
返済額に関する特例	<u>特例額(基金設立時以降、厚生年金本体の実績運用利回りで計算)が、現行ルールで計算した額(平成11年10月以降、厚生年金本体の実績運用利回りで計算)よりも低い場合には、特例額による返還が可能。(現有資産>特例額の場合は現有資産で返還)</u>	同左
特例解散した基金数	11基金(9基金は完済、2基金は分割納付中)	2基金の解散を認可し、現在清算手続き中

特例解散制度の適用条件

	厚生年金保険法	厚生年金基金令／基金規則	その他
返済額に関する特例	<p>○次のいずれにも該当すること [法附則第33条第3項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申出の日までに相当の運営努力 ・ 事業の継続困難 	<p>次の①～④のいずれにも該当すること [基金令第64条第1項、基金規則第83条]</p> <p>①掛金：申出前2年間、適切な年金数理に基づいて算定された掛金を徴収しているか、又は、上乘せ部分の掛金率が基金規則で定める率以上であること</p> <p>②給付：給付抑制のための措置を講じていること</p> <p>③成熟度等：申出の前年度の給付費等が掛金等収入を上回っているか、又は、申出までの間に代行保険料率が免除保険料率を上回ったことがある（注）こと</p> <p>④母体企業の経営状況が悪化していること</p>	<p>※左記①の基金規則で定める率は下記のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年～平成20年の特例解散 …6.4%（平成14年度の実績に基づいたもの） ・ 平成23年～平成28年の特例解散 …2.6%（平成21年度の実績に基づいたもの） <p>※左記②の例（局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付水準の引き下げ ・ 選択一時金の停止（加算型の場合） ・ 上乘せ部分についても在職等の支給停止措置を適用（代行型の場合） <p>※左記③の用語</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代行保険料率：基金において、代行給付費に係る財政の均衡を保つために必要な保険料率 ・ 免除保険料率：基金に加入している事業主および加入員が厚生年金の保険料のうち国に納めることを免除される保険料率 <p>（注）平成7年度以前に代行保険料率が一律免除保険料を超えた場合、もしくは平成8年度以降に代行保険料率が免除保険料率の上限（5.0%）を超えた場合</p>
返済額の分割納付に関する特例	<p>○納付計画が5年以内 [法附則第34条第4項]</p>	<p>次の①～⑤のいずれにも該当すること [基金規則第85条]</p> <p>①解散時に保有積立金は全額納付すること</p> <p>②原則として納付額が逦増しないことその他実現可能な計画であること</p> <p>③原則として年4回以上定期的に納付すること</p> <p>④清算終了まで確実に事務執行できると見込まれること</p> <p>⑤各事業主の負担方法が明確であること（複数事業主の場合）</p>	<p>※左記④の例（局長通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算人及び清算基金の職員の業務体制及び勤務体制が、徴収業務を適正に執行できるものであること ・ 清算基金が保有する資金の管理方法及び事業主の連絡先等の変更の把握方法が、実行を確保し得るものであること等 <p>※左記⑤は、各事業主が負担する必要のある額が客観的に分かるものとし、事業主ごとの加入員数や標準報酬月額等、猶予期間中に基金がその変動を把握することが困難な数値を、当該負担方法の基準としないこと（局長通知）</p>

特例措置(分割納付、納付額特例)の適用状況

(2012年10月末現在)

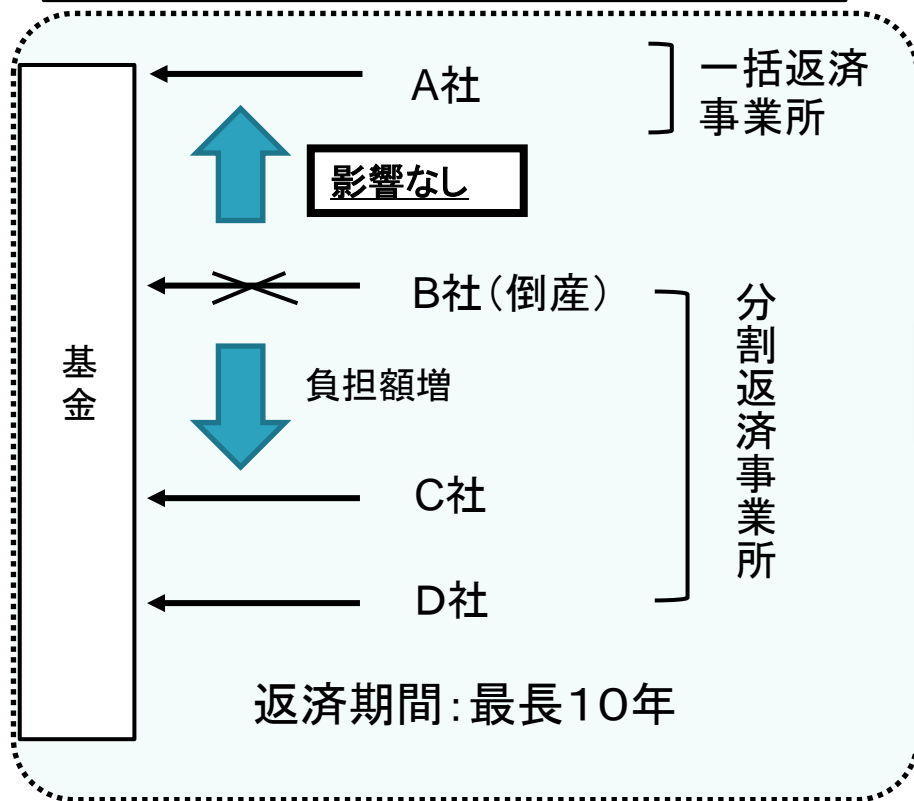
	特例措置			現況	本来の責任準備 金相当額 (億円)	特例適用後の責任 準備金相当額 (億円)	差額 (億円)
	額特例	納付猶予					
A基金 (総合)	○		——	完済	106.1	77.7	△ 28.4
B基金 (単独)	○	○	一括に変更	完済	72.8	68.6	△ 4.2
C基金 (連合)		○	10ヶ月間	完済	——	——	——
D基金 (総合)	○	○	15年間	返済中	153.4	136.9	△ 16.4
E基金 (総合)	○		——	完済	125.1	112.5	△ 12.6
F基金 (総合)	○		——	完済	155.6	146.7	△ 8.9
G基金 (総合)		○	5年間	完済	——	——	——
H基金 (総合)	○		——	完済	329.9	275.8	△ 54.2
I基金 (総合)	○		——	完済	185.7	169.7	△ 16.0
J基金 (連合)	○		——	完済	37.1	36.7	△ 0.4
K基金 (総合)	○	○	5年間	返済中	120.1	116.4	△ 3.7
11基金	9基金	5基金			1,285.8	1,141.0	△ 144.8

分割納付における事業所間の負担(連帯債務)

○ 分割納付中に倒産した事業所分は基金の他の事業所間での連帯債務となるが、事業所間の負担方法(各基金の規約で規定)に関するルールは、平成23年から見直しを行った。

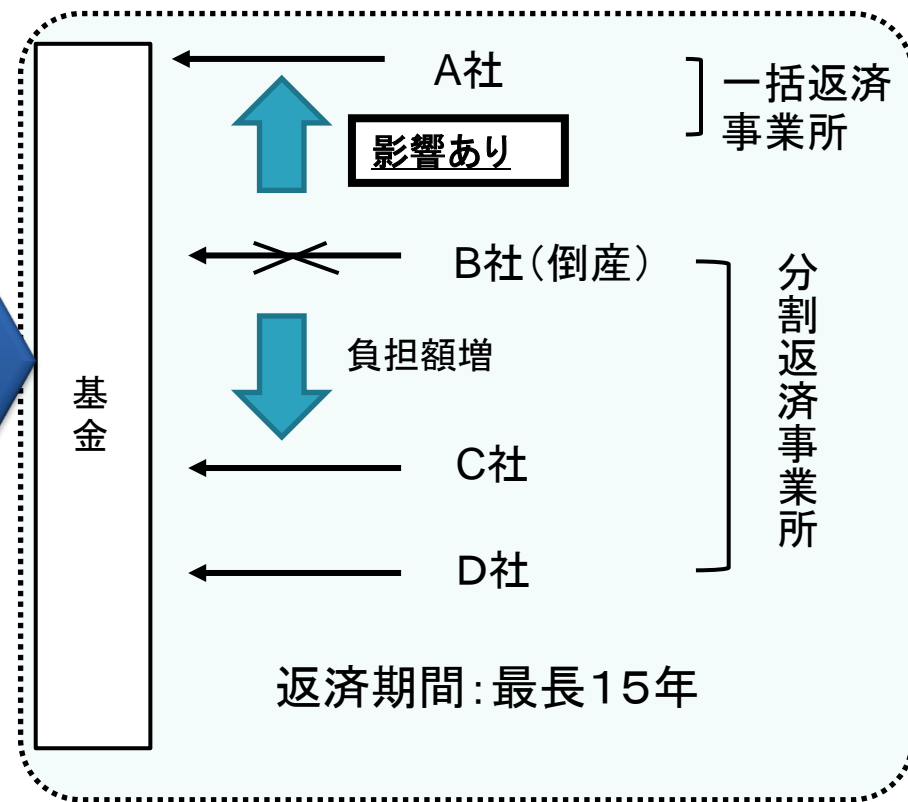
国民年金法等の一部を改正する法律
(平成17年～平成20年)〈3年間〉

※一括返済事業所は連帯債務を負わないと規約で規定することもできる。



年金確保支援法
(平成23年～平成28年)〈5年間〉

※一括返済事業所も連帯債務を負うとする規約でなければならない。



※ 上記の事業所間の負担の取扱いは、年金確保支援法と同日に施行した厚生年金基金規則で定めている

分割納付に係る利子について

- 「分割納付の特例」における利子は、厚生年金本体の実績運用利回りを使用（変動金利であり、本体の実績運用利回りがマイナスの時はゼロとし次年度以降のプラスの利回りと相殺。）

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
告示利率 (年率)	4.91%	2.73%	6.82%	3.10%	0%	0%	0%	0%

(参考) 年平均利率～機械的計算～

平成17～24	← 約 2.2% →							
平成18～24		← 約 1.8% →						
平成19～24			← 約 1.6% →					
平成20～24				← 約 0.6% →				
平成21～24					← 0% →			

※1. 厚生年金本体の平均利回りは、平成14～23年度平均で約1.59%、平成19～23年度平均で約△0.30%

※2. 国債の応募者利回りの平均は、10年国債の場合、平成14～23年平均で約1.38%、平成19～23年平均で約1.38%、20年国債の場合、平成14～23年平均で約2.02%、平成19～23年平均で約2.05%